

Q&A

みなさまより寄せられた
ご質問にお答えします

Q 誰でも申立てができますか？

申立てをすることができる方は、**ご本人、配偶者、4親等内の親族**などです。そのほかに、家庭状況によっては市区町村長、検察官等が申し立てる場合があります。



おまかせの
おまかせの
おまかせの

Q 申立て書類を提出したあと、やめられる？

申立て書類を提出したあとは、**審判前であっても家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません**。例えば「希望する人が後見人に選ばれそうにない」といった理由では原則として許可されません。



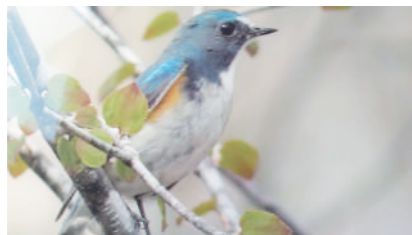
Q 後見人になってくれた人にお金を払う？

成年後見人等に対して、年1回事務等の費用として報酬を支払います。この報酬は、行った事務内容に対して裁判所が金額を決定します。**基本的には、被後見人の財産から支払われますが、お金があまりない方に対しては、支払を補助する「成年後見支援制度」があります**のでぜひご相談ください。

お気軽にご質問ご相談ください。お待ちしております。

第3回 成年後見人シリーズ

寿都町で見られる野鳥⑦



ルリビタネ 瑠璃鶇
学名 Tarsiger cyanurus
特徴 鮮やかな瑠璃色の背と鳴き声
生息 寿都のような北海道の低地では、春と秋のみに見ることができ
分類 スズメ目ビタネ科ルリビタネ属

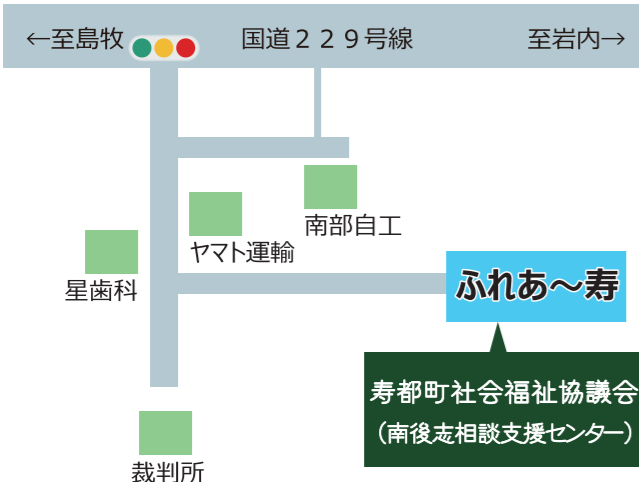
〔寿都町放課後児童クラブ〕は、寿都町からの委託により寿都町社会福祉協議会が管理運営しています。



寿都町
放課後児童クラブより
今月の一枚

てのひらいっぱい10円玉にわくわく
えんたま
えっと、アイス10円、あめ10円・・・
あとなに貰えるかな (おもちゃのお金です) ~♪

2024.6 vol.245
寿都町
社協だより



社会福祉法人 寿都町社会福祉協議会

〒048-0401 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地8
地域密着型センター「ふれあ~寿」内
TEL (0136) 75-7666
FAX (0136) 75-7878
Eメール syakyou01@spice.ocn.ne.jp

寿都町社会福祉協議会のホームページはこちら
<http://suttu-syakyou.net/>



「ご意見等ありましたら、お気軽にご連絡ください」



寿都町 社協だより

↑↑↑↑↑
vol.245 (隔月発行)
令和6年6月

6
2024

寿都町で おひとりでも ゆったり休めるカフェ あります



喫茶 ダンディライオン

毎週金曜日 午後1時~午後3時30分まで
ふれあ~寿 共生ホールにて営業中



ホットコーヒー



メロンソーダフロート



アイ스티ー

その他 お菓子も
ございます

どなたでもお気軽においでいただけます。週末のひとつき
ゆっくり ゆったりとした時間を過ごしていただけますよう
スタッフ一同 みなさまのお越しをお待ちしております。



ダンディライオンとは

英語で“DANDELION”「たんぽぽ」のこと。
野に咲くタンポポが力強くきれいな花を咲かせるように、障害のある
方たちが力強く活動できるように願いを込めました。

喫茶 ダンディライオン



ふれあ〜寿

どなたでも使えます
自由な使い方 OK

ふれあ〜寿の共生ホールは、地域住民の方どなたでもご利用できます。
おひとりでも、複数人でも・・・

利用時間 月曜日から金曜日
原則9時から17時まで
利用できる方 地域の方どなたでも
利用料 無料
事前の予約 なし

ふれあ〜寿は、複合施設のため
色々な方がお住まいです。
利用している方や居住している方
ご迷惑にならないよう
楽しく過ごしましょう



駐車場もあります。
住民の方も利用しています
ので、空いている枠内に
停めてください。

ボール遊びは
幼児さんまでで
お願いします

第3回 成年後見人シリーズ

相談した後の手続き 流れはどうか？

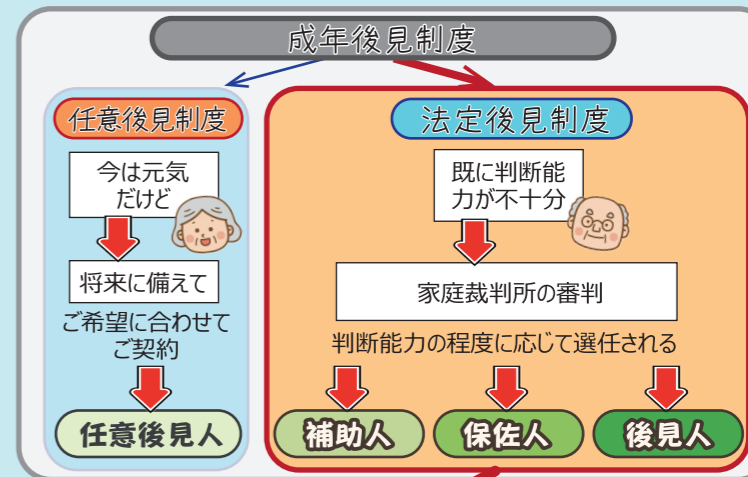
成年後見制度には、【任意後見】と【法定後見】
の2種類があります。



不安から安心へ
自分ひとりで決められない時
お手伝いします

成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどによって1人で決めることに不安や心配のある方を法的に保護・支援するための制度です。

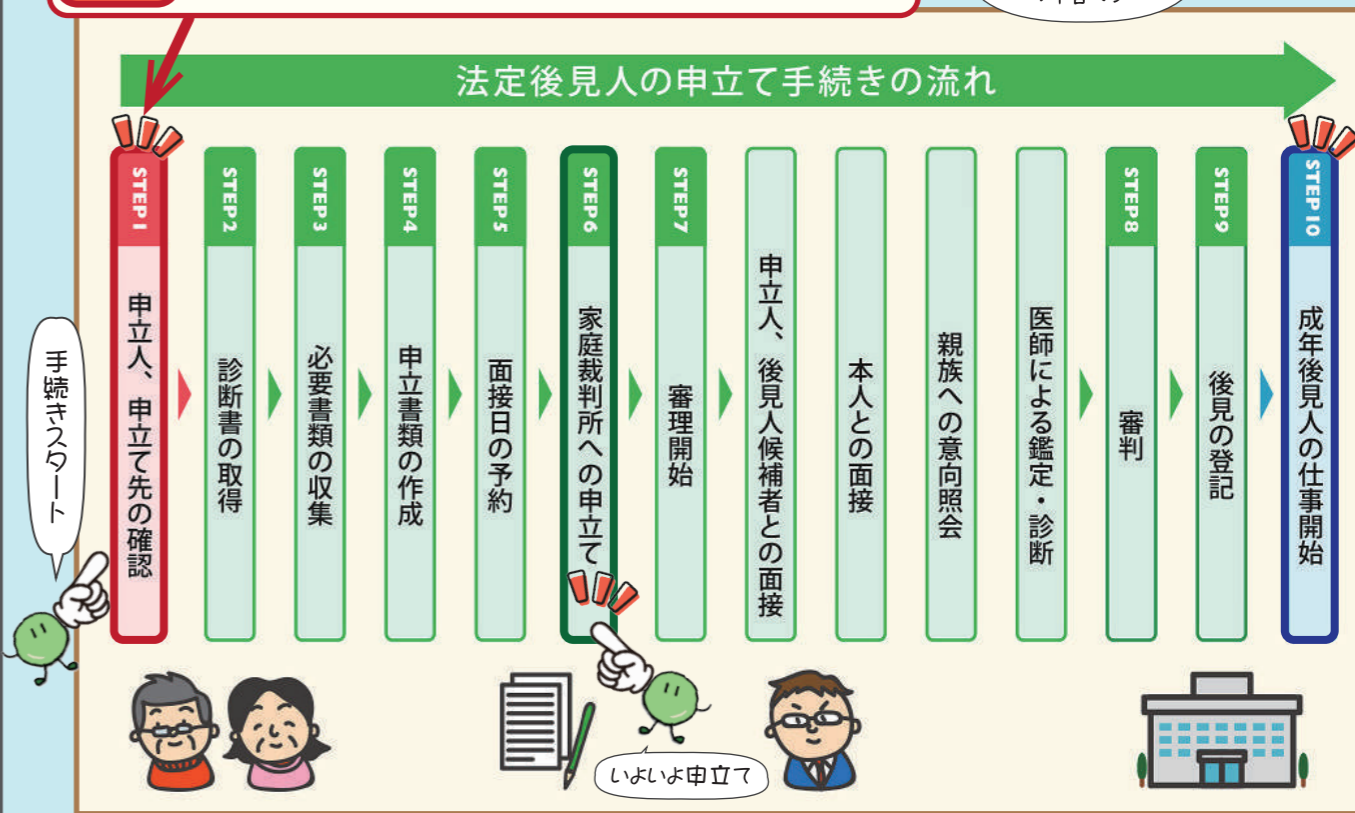


成年後見制度シリーズ第3回目(全3回)です。
最終回は、実際に相談から成年後見制度開始につ
いての流れを大まかに説明します。

成年後見制度の利用が決まった場合

STEP 1 → 家庭裁判所に書類を出して希望を伝える「申立て」を行う

寿都町は
面館家庭裁判所が
所管です



STEP 2～6 申立て後、必要な書類を集めたり、診断書をもらったりなど、複数の手続きが必要になりますが、すべて専門知識のある職員がサポートしますので、安心してご相談ください。

STEP 7～8 家庭裁判所により、成年後見制度の利用が決定(審判)すると同時に、ご本人の希望や心身・生活の状況を確認の上、最適だと思われる方が選任されます。

STEP 10 成年後見人等が決まりましたら、ご本人と面談を行い、今後の生活上の希望を確認します。お金の使い方や色々な契約・手続きなどを一緒に相談しながら行います。自分だけではわからないことなど、なんでも相談してください。